

電気自動車等の整備業務 における特別教育を実施します！ (低電圧講習)

近年、電気を動力源とする自動車（BEV・PHEV・HEV）の保有台数は、年々増加しており、これら車両の普及を鑑みると、整備業務に対する需要は今後さらに増すと考えられます。このことから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第4号の2及び労働安全衛生特別教育規定（昭和47年労働省告示第92号）第6条の2に基づき実施する「特別教育」にて、これら車両の構造や作業に伴う危険・有害性について理解し、労働災害を防止することが望まれています。

つきましては、この労働安全衛生法に基づく「特別教育」に相当する「電気自動車等の整備業務における特別教育」を下記のとおり開催します。

なお、この講習の修了者には、「特別教育修了証」が交付されます。

記

1. 講習名 電気自動車等の整備業務における特別教育（低電圧講習）
 2. 講習日時 令和8年5月19日（火） 9：00～17：00まで
 3. 講習場所 自動車整備振興会 2階学科教室
 4. 定員 50名 ※受付順で定員になり次第締め切ります。
- ※申込者が少数の場合、開催を中止する場合があります。
開催の有無に関しましては5月7日（木）17：00以降にホームページにて案内いたします。
5. 受講料 3,300円（税込）
テキスト代 1,650円（税込）
 6. 受付期間 令和8年4月27日（月）～5月7日（木）まで
（土、日、祝日は受付しておりません）